三　次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの　指定都市の長

第百十五条の三十二第三項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第百十五条の三十三第二項中「厚生労働大臣」の下に「又は前条第二項第二号に定める都道府県知事」を加え、「同条第五項」を「次条第五項」に、「都道府県知事が」を「前条第二項第一号に定める都道府県知事が」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣に」を「厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に」に、「同項」を「同条第一項」に、「又は都道府県知事」を「又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事」に改める。

第百十五条の三十四第五項中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に」を「厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を」に改める。

第百九十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、市町村長（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

第二百三条の二中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を「指定都市及び中核市」に改める。

第二百三条の四及び第二百七条第一項第二号中「第百九十七条第三項」を「第百九十七条第四項」に改める。

第三十二条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正）

第百三十条の二　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第百十五条の三十二第二項第一号中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「二以上の都道府県の区域」を「三以上の地方厚生局の管轄区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「すべての」を「全ての」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの　当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事

三　次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの　指定都市の長

第百十五条の三十二第三項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第百十五条の三十三第二項中「厚生労働大臣」の下に「又は前条第二項第二号に定める都道府県知事」を加え、「同条第五項」を「次条第五項」に、「都道府県知事が」を「前条第二項第一号に定める都道府県知事が」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣に」を「厚生労働大臣又は同条第二項第二号に定める都道府県知事に」に、「同項」を「同条第一項」に、「又は都道府県知事」を「又は同条第二項第一号若しくは第二号に定める都道府県知事」に改める。

第百十五条の三十四第五項中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、」を削り、「当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に」を「厚生労働大臣又は第百十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を」に改める。

第二百三条の二中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を「指定都市及び中核市」に改める。

第二百三条の四及び第二百七条第一項第二号中「第百九十七条第三項」を「第百九十七条第四項」に改める。

第三十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等　指定都市の長

第五十一条の二第三項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十一条の三第二項から第四項まで及び第五十一条の四第五項中「厚生労働大臣」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十一条の三十一第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者（前号に掲げるものを除く。）　指定都市の長

第五十一条の三十一第三項中「都道府県知事」の下に「、指定都市の長」を加える。

第五十一条の三十二第二項中「都道府県知事（」の下に「以下この項及び」を、「関係市町村長との下に「、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と」を加え、同条第三項中「厚生労働大臣に」を「厚生労働大臣又は指定都市の長に」に改め、同条第四項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十一条の三十三第五項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第百六条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法」を「指定都市及び地方自治法」に改める。

第三十四条　農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五章　農林水産省関係

（農林物資の規格化等に関する法律の一部改正）

第二十三条第二項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長」を加える。

（農産物検査法の一部改正）

第三十五条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第三十七条又は第三十九条」を「第三十八条又は第四十条」に改め、同条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条の前の見出しを削り、同条を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。